

生駒市選挙管理委員会告示第29号

生駒市裁判員候補者選定規程を次のように定める。

平成20年9月2日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市裁判員候補者予定者選定規程

(趣旨)

第1条 この告示は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項（同法第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定により生駒市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う裁判員候補者の予定者（以下「予定者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定事務)

第2条 予定者の選定に関する事務は、委員会の委員長が処理する。

(予定者の選定)

第3条 予定者の選定は、最高裁判所による名簿調製プログラムのくじ機能によるくじにより行う。

(選定録)

第4条 委員会の委員長は、選定の次第及び結果等を記載した選定録を作成する。

2 前項の選定録は、委員会において1年間保存する。

附 則

この告示は、平成20年9月2日から施行する。ただし、第1条の規定（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第24条第2項において準用する場合を含む部分に限る。）は、平成21年5月21日から施行する。